

第5章 男女平等参画を推進する社会づくり

男女平等参画社会を実現するためには、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進めることが不可欠です。性別、年齢、既婚・未婚、子供の有無、働き方を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、それぞれの多様性を受容し、互いに思いやり・助け合いのもとで、社会のあらゆる分野の活動とともに参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されます。

少子・高齢化等人口構造の変化、経済・社会のグローバル化など変動する現代社会の中で、男女がともに個人として尊重され、その個性や能力を発揮するためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。多様な学習の機会を提供するなど社会全体で取り組む必要があります。

人権尊重を基本とした男女平等参画社会を形成するための取組は、様々な分野にまたがっており、これらの取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進することが求められます。あらゆる分野において、相互の連携を図りつつ男女平等参画を推進する体制の整備・強化が求められます。

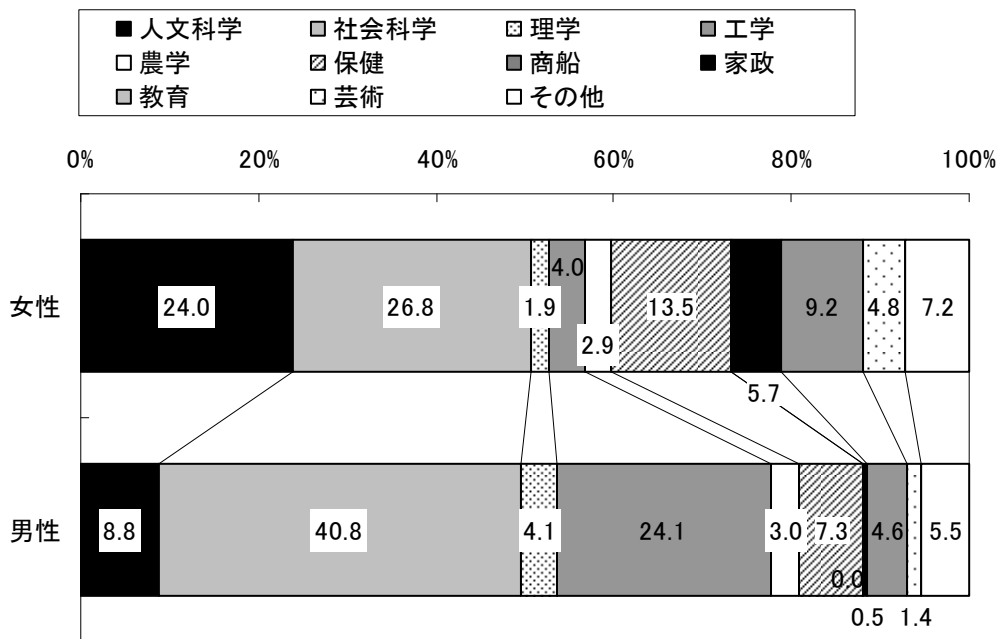
5. 男女平等参画を推進する社会づくり

(1) 教育・学習の充実

■ 現状・課題

- 男女がともに自立して個性や能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するためには、子供の頃から男女平等参画の理解を促していくことが重要です。そのためには、教育・学習を欠かすことができません。
- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、学校教育における男女の地位については、男女とも8割弱が平等であると考えています。
- 文部科学省の「学校基本調査」で全国の大学生の人数を男女別に見ると、平成2年以降男性がほぼ横ばいであるのに対し、女性はおよそ2倍に増加しています。しかし、女子学生の2割強が人文科学分野、1割が工学分野に在籍しているのに対し、男子学生の1割弱が人文科学分野、2割強が工学分野に在籍しているように、性別によって専攻分野に偏りが見られます。
- 学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等教育を適切に推進していく必要があります。
- また、教職員の意識や行動が男女平等参画の視点に立った教育を進めていく上で大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育についての認識を高めていくことが必要です。
- 近年、価値観やライフスタイルの多様化により、生涯学習へのニーズも多様化しています。また、産業構造の変化等に伴い、職業能力の向上に対するニーズも高まっています。児童・生徒一人ひとりが希望と能力を重視して主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、望ましい勤労観・職業観の育成が求められています。社会人となっても、学び直しや新たな知識・技術を身につけるためのリカレント教育など、多様な学習機会を提供していく必要があります。

大学生の学部別構成比（全国）



資料：文部科学省「学校基本調査（平成 22 年度）」

■ 取組の方向性

- 学校においては、男女平等教育を教育課程に位置づけ、組織的・計画的に男女平等教育を推進する必要があります。
- 誰もがライフスタイルにあわせて一人ひとりの目的と能力に応じた学習ができるようにするなど、多様なニーズに対応した学習の機会を提供する必要があります。
- 人権尊重を基盤にした男女平等参画社会の実現のため、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、相互連携を図りつつ、男女平等参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

<都に求める取組>

- 学校において、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒を育成する必要があります。
- 男女とも一人ひとりが主体的に進路を選択できるよう、望ましい勤労観・職業観を育成する必要があります。
- 教員や社会教育関係者に対して、男女平等参画への理解を推進するための研修や情報提供を行う必要があります。
- 女性が社会で活躍するために、自己の能力の向上や再就職の準備をするための学習の場を提供する必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 私立学校等においても、個性を伸ばす教育を実践し、男女平等参画の考え方を身につけた児童・生徒・学生を育成することが望まれます。
- 地域活動等を通じて、男女平等参画の学習の機会を充実する必要があります。
- NPO・ボランティア活動において、男女平等参画の促進を図る必要があります。

リカレント教育

平成 20 年 12 月の「東京都生涯学習審議会」の答申では、リカレント教育とは、「主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育のことを指す。職業能力向上となるより高度な知識や技術の習得、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯に渡って繰り返し学習することを意味する。」とされています。

(2) 普及・広報の充実

① 情報・交流の推進

■ 現状・課題

- 男女平等参画について、都民や事業者の理解と協力を求めるためには、企業・地域・学校等のあらゆる場における男女の参画の状況や関連法規、諸外国の動向などについて、様々な媒体を通して、タイムリーに情報を提供する必要があります。
- 内閣府の「男女共同参画センターの現状に関する調査」によると、全国の男女共同参画センターによる情報の発信方法として、全体の8割以上が「行政の広報誌（紙）」「インターネット上のホームページ」「チラシ・ポスター」を用いています。
- 東京都においては、ホームページやメールマガジンによる情報発信を実施しているほか、都内の区市町村においても、広報誌の発行やホームページにより男女平等参画に関する普及啓発や情報提供を行っています。また、男女共同参画センターが40区市町村で設置されており、男女共同参画センターの概要や事業等に関する情報をホームページ等で提供しています。

■ 取組の方向性

- ホームページの活用等により、男女平等参画に関する様々な情報を幅広く提供していく必要があります。

<都に求める取組>

- 現在、情報発信に活用している、ホームページやメールマガジン以外にも、新たなツールを活用して、都民に男女平等参画に関する様々な情報を分かりやすく効果的に発信していく必要があります。
- 男女平等参画を推進するために、様々な団体の交流等の機会を設ける必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

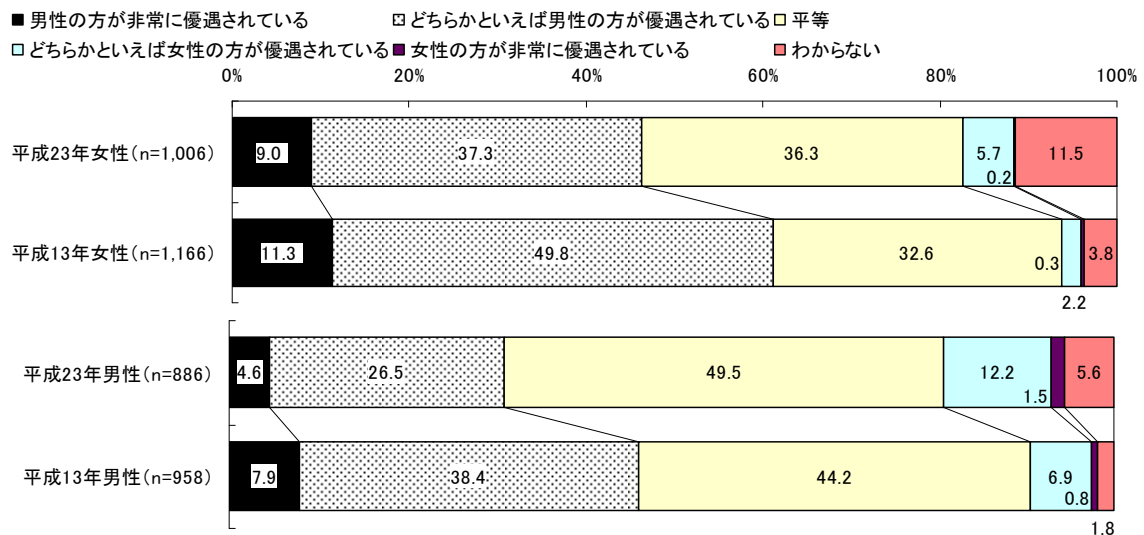
- 様々な活動や地域活動等を通じて、男女平等参画に関する情報を提供することが望まれます。
- 各団体内で、男女平等参画に関する意識啓発を実施することが望まれます。

② 社会制度・慣行の見直し

■ 現状・課題

- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」によると、社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位については、男性の6割強、女性の8割弱が「男性の方が優遇されている」と考えています。10年前は男女とも8割弱が「男性の方が優遇されている」と考えており、女性の意識がほとんど変わっていない状況にあります。
- 一方、法律や制度の上の男女の地位については、男性の3割強、女性の5割弱が「男性の方が優遇されている」と考えています。10年前は男性の5割弱、女性の6割が「男性の方が優遇されている」と考えており、男性で2割弱、女性で1割の意識の変化が見られます。
- また、東京都の「次世代育成支援に関する世論調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という伝統的な考え方については、男女とも反対派が賛成派を上回っています。
- これまで現実に男性が主たる生計維持者となっている場合が多かったことから、税制、社会保障、配偶者手当などについては、世帯を前提とした制度となっています。しかし、近年、共働き世帯や単身世帯の増加などにより、これまでの社会制度が機能しなくなっている面があります。
- 男女が能力を十分発揮して多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりのためにも、従来の制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しや改善を図る必要があります。

法律や制度における男女の地位の平等感（都）



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」

■ 取組の方向性

- 男女で取扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しを図っていく必要があります。

<都に求める取組>

- 男女で取扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について、男女平等参画の視点から見直しについて、理解を求めていく必要があります。
- 都の施策について、男女平等参画の視点を踏まえて推進されるように努める必要があります。
- 庁内の会議や研修を通して、社会制度や慣行について、男女平等参画の視点から理解を求める必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 様々な活動や地域活動等を通じて、社会制度や慣行の見直しを図る必要があります。
- 各団体内で、社会制度や慣行の見直しを検討することが望まれます。

(3) 推進体制

■ 現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。
- 東京都男女平等参画基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申し出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。
- 男女平等参画社会の実現は、国際的にも大きな課題であり、外国諸都市とも連携・協力しながら進める必要があります。

■ 取組の方向性

- 男女平等参画を推進するための都の体制を整備する必要があります。

<都に求める取組>

- 男女平等参画を推進するため、都の体制を整備する必要があります。
- 男女平等参画に関して都民が相談や申し出ができる体制を整備する必要があります。
- 都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、事業者団体、教育関係、医療関係、NPO等の団体で構成する「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実する必要があります。
- 区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催する必要があります。
- 行動計画の進捗状況については、引き続き的確に実績を把握し、毎年、都民に公表する必要があります。

<都民・事業者に求められる行動>

- 家庭、地域や職場などあらゆる場で男女平等参画を実現するため、「東京都男女平等参画を進める会」の各団体を中心となり、自らの様々な活動等を通じて男女平等参画の実現に取り組むとともに、都及び団体間の連携協力の充実が望まれます。